

●介護のことでお困りではありませんか！

森町社協ケアサービス



居宅サービス計画作成

ヘルパー派遣



| | | |
|----------------|--|-----------------------------------|
| 法人の名称 及び代表者 | 社会福祉法人森町社会福祉協議会 会長 比奈地敏彦 | |
| 事業所名 | 森町社協ケアサービス | |
| 介護保険 事業所番号 | 2276300049 | |
| 所在地 | 〒437-0215 静岡県周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター内 | |
| 事業内容 | 居宅介護支援事業 | 訪問介護事業 訪問型独自事業 |
| 電話 FAX | 0538-85-2525 0538-85-1294 | 0538-85-0920 0538-85-1294 |
| 職員体制 | 管理者 1 名 (居宅介護支援専門員兼務) 居宅介護支援専門員 4 名 | サービス提供責任者 1 名以上 訪問介護員 2, 5 人以上 |
| 営業日 | 月曜日～金曜日 (国民の祝日と 12/29～1/3 を除く) | 日曜日～土曜日 (12/29～1/3 を除く) |
| 営業時間 | 8:30～17:15 | 8:00～21:00 |

居宅介護支援事業

要介護者等が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成いたします。また、計画に基づいたサービスが確保されるよう連絡及び調整を図ります。

● 要介護認定等の申請代行

申請希望者（家族）が申請できない場合は申請内容を把握した上で申請代行を行います。

● 居宅サービス計画の作成

利用者の心身の状況、その置かれている環境に即して利用者及び家族の希望等を考慮するとともに、主治医の医学的観点からの留意事項を遵守して居宅サービス計画を作成します。

● 居宅サービス計画作成後の管理（居宅サービス計画の変更等）

居宅サービス計画の実施状況の把握に努め、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行います。

● サービス事業者等との連絡調整

居宅サービス計画作成時や必要に応じてサービス事業者との連絡調整を行います。

● 介護保険施設への紹介

利用者が介護保険施設の利用を希望する場合は、必要な情報を提供し、介護保険施設への紹介を行います。

訪問介護事業・訪問型独自事業

訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問して、要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえ、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

身体介護

- ①食事介助
- ②体位変換
- ③入浴介助
- ④排泄介助
- ⑤通院介助
- ⑥衣服の着脱
- ⑦身体の清拭・洗髪
- ⑧服薬管理
- ⑨整容介助
- ⑩その他



生活援助

- ①調理
- ②洗濯
- ③住居の掃除
- ④買い物
- ⑤その他日常生活上の世話



介護予防・日常生活支援

調理、掃除等やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、重い物の買い物代行や同行、自立支援のための見守り援助



- 当事業所の訪問介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する料金は、原則として基本料金の1割～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担となります。

※基本料金は、所定の単位数に10.21円を乗じて得た額です。また加算料金については別途ご案内いたします。

| 身体介護 | 20分未満 | 20分以上30分未満 | 30分以上1時間未満 | 1時間以上 | 1時間以上(30分を増す毎) |
|----------------|---------------|------------|------------|----------|----------------|
| | | 163単位 | 244単位 | 387単位 | 567単位 |
| 生活援助 | 20分以上45分未満 | | | 45分以上 | |
| | 179単位 | | | 220単位 | |
| 介護予防・日常生活支援 | 標準的訪問型サービスの場合 | | | 287単位/1回 | |
| | 生活援助が中心の場合 | | 20分以上45分未満 | 179単位/1回 | |
| | | | 45分以上の場合 | 220単位/1回 | |
| 短時間の身体介護が中心の場合 | | | 163単位/1回 | | |